

陸中海岸国立公園

公園区域及び公園計画変更書

[第 3 次点検]
(環境省原案)

平成 年 月 日
環 境 省

目次

第1 公園区域の変更	- 2 -
1 変更理由	- 2 -
2 変更する公園区域	- 3 -
第2 公園計画の変更	- 6 -
1 変更理由	- 6 -
2 規制計画	- 7 -
(1) 保護規制計画及び関連事項	- 7 -
ア 特別地域	- 7 -
(ア) 第1種特別地域	- 9 -
(イ) 第2種特別地域	- 11 -
(ウ) 第3種特別地域	- 13 -
イ 関連事項	- 15 -
(ア) 普通地域	- 15 -
3 事業計画	- 19 -
(1) 施設計画	- 19 -
ア 利用施設計画	- 19 -
(ア) 集団施設地区	- 19 -
(イ) 単独施設	- 24 -
(ウ) 道路	- 25 -
a 車道	- 25 -
b 歩道	- 26 -
(エ) 運輸施設	- 27 -

第1 公園区域の変更

1 変更理由

陸中海岸国立公園は、昭和30年5月2日に岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心に指定された後、昭和39年6月1日には、釜石市から気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和46年1月22日には岩手県久慈市から普代村までの北部区域の拡張とともに3箇所の海中公園地区が指定された。その後、平成6年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成12年及び17年には公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われている。

本公園の北側に続く種差海岸階上岳地域は、陸中海岸北部から続く海成段丘の北端に当たる地域である。海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り混じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景が形成されるとともに、ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。また、階上岳は北上山地最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは、太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。

本地域は、これらの自然の風景地が評価され、青森県立自然公園条例に基づき、種差海岸階上岳県立自然公園に指定（昭和28年6月当初指定）されていたが、平成22年に評価を行ったところ（国立・国定公園総点検事業（平成22年10月、環境省公表））、その地質及び地史の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。

これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第3次点検作業を開始した矢先、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は多くの人々の生命や財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えた。

環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、本地域を含む青森県八戸市の蕪島～宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成し、三陸復興国立公園として指定するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を行うこととした（三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月、環境省公表））。

以上を踏まえ、今後、種差海岸階上岳地域を陸中海岸国立公園に編入し、わが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景形式とした三陸復興国立公園として指定することにより、風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適正な利用の推進を図るものである。

2 変更する公園区域

三陸復興国立公園の指定に当たり、陸中海岸国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表1：公園区域(陸域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	拡張	青森県八戸市 大字金浜及び大字鮫町 青森県三戸郡階上町 大字道仏の各一部	種差・階上海岸は陸中海岸北部から続く海成段丘の北端部に位置する。岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り交じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景を形成している。加えて、ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっていることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	292 国 84 公 20 私 188
2	拡張	青森県三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、 大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平 内の各一部	階上岳は北上山地最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有していることから、風致の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	2,131 国 0 公 23 私 2,108
			変更部分 面積計	2,423 国 84 公 43 私 2,296
			変更前 公園面積	12,212 国 2,690 公 3,016 私 6,506

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更後 公園面積	14,635 国 2,774 公 3,059 私 8,802

(表2：公園区域(海域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
3	拡張	青森県八戸市 大字金浜及び大字鮫町 青森県三戸郡階上町 大字道仏 の各一部の地先海面 の一部	種差・階上海岸の地先海面は、岩礁、海食海岸と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、ウミネコやコクガン、シノリガモ等の野鳥の生息地となっている。釣り、海水浴等のレクリエーションの場としても重要であることから、風景の保護及び適正な利用を図るため、公園区域に編入する。	1,900
			変更部分 面積計	1,900
			変更前 公園面積	39,400
			変更後 公園面積	41,300

第2 公園計画の変更

1 変更理由

三陸復興国立公園の指定に当たり、本公園の有する自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえて利用計画の見直しを行い、自然風景の観賞に加えて、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化を感じることができるよう、適正な利用を推進するため、公園計画を変更し、東日本大震災からの復興に資する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 3 : 特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	211 国 64 公 5 私 142		国 公 私
	三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字 鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の一部	2,162 国 15 公 30 私 2,117		国 公 私
	(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含 む。)			
			変更部分面積合計	2,373 国 79 公 35 私 2,259
			変更前特別地域面積	10,289 国 2,688 公 2,466 私 5,135

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更後特別地域面積	12,662 国 2,767 公 2,501 私 7,394

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	特別地域の拡張	蕪島	青森県八戸市 大字鮫町の一部	周囲の岩礁や植物群落、数万羽のウミネコが繁殖し飛び交う様子が、蕪島神社等の文化景観とあいまって優れた風致を呈している。ウミネコの繁殖地として天然記念物に指定され、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区であることから、第1種特別地域とする。	2 国 0 公 0 私 2
2	拡張	特別地域の拡張	種差海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	やませ等の冷涼な気候や馬の放牧等によって維持されてきたシバ草原と、奇岩が散在する岩礁海岸、樹齢90年以上のクロマツ林が広がり、種差・階上海岸を代表する景観を有している。 これらの景観は観賞対象として利用上も重要な地区であり、適正な利用と優れた風致の維持を図る必要性の高い地区であることから、第1種特別地域とする。	26 国 16 公 1 私 9
3	拡張	特別地域の拡張	つくし森	青森県三戸郡階上町 大字鳥屋部の一部	クリ、コナラ等の広葉樹林からなり、林床にはクマガイソウを始めとした野生ランが多く見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第1種特別地域とする。	9 国 0 公 0 私 9

4	拡張	特別地域の拡張	階上岳	青森県三戸郡階上町 大字田代、大字鳥 屋部及び大字晴山沢 の各一部	階上岳山頂部の地区で、ミズナラ、コナラ、シラカンバ等の広葉樹林を主体とする。八甲田連峰、太平洋、岩手山、北上山地の山々等の眺望が優れるとともに、花崗閃緑岩の露頭を見ることができ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区であることから、第1種特別地域とする。	31	
						国	0
						公	0
						私	31
変更部分面積計						68	
変更前 第1種特別地域面積						878	
変更後 第1種特別地域面積						946	
国						368	
公						155	
私						423	

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5	拡張	特別地域の拡張	大須賀海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	岩礁海岸、草原、広大な砂浜海岸、クロマツ林等の多様な環境に、岩礁性、砂丘性、塩沼地性の植生が発達し、変化に富んだ良好な景観が形成されている。遊歩道や園地が整備され、風景探勝や自然観察等の利用も盛んであり、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地区であることから、第2種特別地域とする。	111 国 21 公 3 私 87
6	拡張	特別地域の拡張	種差海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	岩礁海岸、砂浜海岸、及びシバ草原の後背地からなり、集団施設地区を含む。岩礁及び砂浜においては、海岸植生が見られるとともに、大久喜漁港地先の弁天島はウミネコの集団繁殖地になっており、良好な風致を維持する必要性の高い地区であることから、第2種特別地域とする。	34 国 15 公 1 私 18
7	拡張	特別地域の拡張	小舟渡	青森県三戸郡階上町 大字道仏の一部	芝生に覆われた小高い丘と岩礁海岸及び発達した海岸植生が良好な風致を呈している。広大な太平洋を望むことができ、駐車場、園地、遊歩道等の施設が整備されていることから、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	4 国 0 公 1 私 3

	変更部分面積計	149 国 36 公 5 私 108
	変更前 第2種特別地域面積	5,281 国 1,647 公 1,075 私 2,559
	変更後 第2種特別地域面積	5,430 国 1,683 公 1,080 私 2,667

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
8	拡張	特別地域の拡張	館越	青森県八戸市 大字鮫町の一部	大須賀海岸等から眺望される位置にあるクロマツ林を主体とした地区であり、遊歩道に隣接している。白浜、深久保漁港間の優れた岩礁地の背後に続く風景として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域であることから、第3種特別地域とする。	7 国 3 公 0 私 4
9	拡張	特別地域の拡張	金浜海岸	青森県八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	砂浜や岩礁、海食崖が、ハマナスやニッコウキスゲ等の海浜性、岩礁性の海岸植生と一体的な風致を呈しており、風致の維持を図る必要性の高い地区であることから、第3種特別地域とする。	31 国 9 公 0 私 22
10	拡張	特別地域の拡張	榊平海岸	青森県三戸郡階上町 大字道仏の一部	岩礁や砂浜などの地形に岩礁性、海浜性の海岸植生が発達している。また、岩礁海岸内の塩性湿地には、オオシバナ、ヒメキンポウゲ等が生育する特殊な植生が形成されており、風致の維持を図る必要性の高い地区であることから、第3種特別地域とする。	27 国 15 公 6 私 6

11	拡張	特別地域の拡張	階上岳	青森県三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部	ミズナラ、コナラ、シラカンバ他人工林を含む地区である。大開平等の高標高部に群生する天然のヤマツツジが、八甲田連峰、太平洋等の眺望と一体的な風致を呈している。また、寺下観音園地は、観音堂や潮山神社等の文化景観と周辺の自然景観が織りなす風景の探勝の場として重要であり、風致の維持を図る必要性の高い地区であることから、第3種特別地域とする。	2,091
						国 0
						公 23
						私 2,068
変更部分面積計						2,156
変更前 第3種特別地域面積						3,692
変更後 第3種特別地域面積						5,848
国 399						
公 1,188						
私 4,261						

イ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字鮫町の一部	48 国 5 公 8 私 35		国 公 私
	三戸郡階上町 大字道仏の一部	2 国 0 公 0 私 2		国 公 私
	(これらの地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)			
			変更部分面積合計	50 国 5 公 8 私 37
			変更前 普通地域面積	1,923 国 2 公 550 私 1,371

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
			変更後 普通地域面積	1,973 国 7 公 558 私 1,408

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表9：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地 域(海 域)	合計 (海域)	
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私				
土地所有別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私	国
青 森 県	土地所有別面積	-	-	-	16	1	51	36	5	108	27	29	2,100	5	8	37	84	43	2,296			
	地種区分別面積 (比率)				68 (0.5)			149 (1.0)			2,156 (14.7)											
	地域地区別面積 (比率)										2,373 (16.2)											
	地域別面積 (比率)										2,373 (16.2)			50 (0.3)			2,423 (16.6)					
岩 手 県	土地所有別面積	317	78	43	352	91	329	1,645	990	2,356	372	998	1,786	2	502	1,371	2,688	2,659	5,885			
	地種区分別面積 (比率)				772 (5.3)			4,991 (34.1)			3,156 (21.6)											
	地域地区別面積 (比率)				438 (3.0)						8,919 (60.9)											
	地域別面積 (比率)										9,357 (63.9)			1,875 (12.8)			11,232 (76.7)					
宮 城 県	土地所有別面積	-	-	-	-	63	43	2	85	203	-	161	375	-	48	-	2	357	621			
	地種区分別面積 (比率)				106 (0.7)			290 (2.0)			536 (3.7)											
	地域地区別面積 (比率)										932 (6.4)											
	地域別面積 (比率)										932 (6.4)			48 (0.3)			980 (6.7)					
合 計	土地所有別面積	317	78	43	368	155	423	1,683	1,080	2,667	399	1,188	4,261	7	558	1,408	2,774	3,059	8,802			
	地種区分別面積 (比率)				946 (6.5)			5,430 (37.1)			5,848 (40.0)											
	地域地区別面積 (比率)				438 (3.0)						12,224 (83.5)											
	地域別面積 (比率)										12,662 (86.5)			1,973 (13.5)			14,635 (100.0)					
																	合計(陸域・海域)					55,935

海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

海域公園地区の面積と普通地域(海域)の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの。

(表8：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区	変 更 前									変 更 後									増 減				
	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A ')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B ')	陸域 (B-A)	海域 (B' -A')	
	特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計								
青森県	八戸市		-	-	-	-	-	-	-	-	28	145	38	211	48	259				259			
	三戸郡	階上町	-	-	-	-	-	-	-	-	40	4	2,118	2,162	2	2,164				2,164			
	小 計		-	-	-	-	-	-	-	-	68	149	2,156	2,373	50	2,423				2,423			
岩手県	宮古市		42	476	1021	541	2,080	660	2,740	42	476	1021	541	2,080	660	2,740				0			
	大船渡市		-	26	232	1,401	1,659	-	1,659	-	26	232	1,401	1,659	-	1,659				0			
	久慈市		-	120	174	290	584	17	601	-	120	174	290	584	17	601				0			
	陸前高田市		6	-	164	-	170	-	170	6	-	164	-	170	-	170				0			
	釜石市		37	-	1,144	345	1,526	-	1,526	37	-	1,144	345	1,526	-	1,526				0			
	上閉伊郡	大槌町	-	4	211	74	289	1	290	-	4	211	74	289	1	290				0			
	下閉伊郡	山田町		261	102	1,457	283	2,103	48	2,151	261	102	1,457	283	2,103	48	2,151				0		
		岩泉町		-	-	135	-	135	26	161	-	-	135	-	135	26	161				0		
		田野畑村		92	-	201	57	350	643	993	92	-	201	57	350	643	993				0		
	普代村		-	44	222	51	317	478	795	-	44	222	51	317	478	795				0			
九戸郡	野田村	-	-	30	114	144	2	146	-	-	30	114	144	2	146				0				
小 計		438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232	438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232				0				
宮城県	気仙沼市		-	106	290	536	932	48	980	-	106	290	536	932	48	980				0			
小 計		-	106	290	536	932	48	980	-	106	290	536	932	48	980				0				
合 計		438	878	5,281	3,692	10,289	1,923	12,212	23.4	39,400	39,400	438	946	5,430	5,848	12,662	1,973	14,635	23.4	41,300	41,300	2,423	1,900

海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

海域公園地区の面積と普通地域（海域）の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を追加する。

(表9：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
1	種差海岸	青森県八戸市大字鮫町の一部	<p>本地区は、広大なシバ草原が特徴の、本公園の北の玄関口となる主要な利用拠点であり、八戸市街地からも到達しやすい。</p> <p>シバ草原の探勝や海岸景観の観賞の利用拠点、東北太平洋岸自然歩道の中継地、自然の恵みと脅威を学ぶ場として整備を進める。</p>	種差海岸整備計画区	<p>シバ草原及び海岸景観を維持し快適な探勝利用を図るため、展望に適した場所には展望施設や園地を配置する。また、当該地域の利用案内、東北太平洋岸自然歩道に関する情報提供の場、自然の恵みを活かした地域固有の文化や自然の脅威を学ぶ場として案内所を整備するとともに、利用者の休憩に供する休憩所や滞在利用のための野営場を整備する。</p> <p>車利用が多いことから適切な規模の駐車場を確保するとともに、利用者の交通安全や近隣住民への配慮のため、適切かつ安全な利用者動線を確保する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	14.9					
						面 積 計		国	公	私	
						8.9	1.0	5.0			
						14.9					

宮古姉ヶ崎集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 10：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
2	宮古姉ヶ崎	岩手県宮古市大字崎 鉾ヶ崎及び大字崎山 の各一部	<p>本地区は、南北に細長い本公園の中央部に位置する宮古市内にあり、アカマツ、ミズナラ等の自然植生がよく残された段丘上の樹林地と東日本大震災で浸水した中の浜からなる主要な利用拠点である。それらの植生とそこに生息する動物類、海岸で繁殖する海鳥類等、豊かな自然環境の中に滞在し自然を探勝する利用拠点として整備を進める。</p> <p>また、中の浜は被災した野営場の一部施設を活用し、自然の脅威を学ぶ場として整備を進める。</p>	中の浜整備計画区	<p>地区の西側に位置する計画区である。自然の脅威を学ぶ場とするため、東日本大震災により被災した野営場の一部施設を遺構として保存し、周囲を園地として整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	7.0	<p>一般計画 昭 47.10.18 決定 平 6 .11.7 変更</p> <p>区域 昭 47.10.18 指定 平 6 .11.7 変更</p> <p>詳細計画 昭 47.10.18 決定 平 6 .11.7 変更</p>				
				姉ヶ崎整備計画区	<p>地区の東側に位置する計画区である。地区内に滞在し自然をじっくりと探勝するために必要な宿舎を、浄土ヶ浜からの風致上の支障にならないよう留意して整備する。また、自然情報等を提供する博物展示施設や駐車場を整備するとともに、多様な利用形態に対応するため芝生広場を整備する。また、災害時にも活用可能なオートキャンプ場を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	23.6					
				道路(歩道)	<p>地区内の各施設を連絡するとともに、海岸景観や四季の特徴ある動植物を觀賞するための歩道として整備する。</p>	-					
				面積計	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>公</td> <td>私</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>30.6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">30.6</td> </tr> </table>	国	公	私	-	30.6	-
国	公	私									
-	30.6	-									
30.6											

浄土ヶ浜集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 11：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考			
3	浄土ヶ浜	岩手県宮古市鍬ヶ崎の一部	本地区は、本公園の中央部に位置し、宮古市街から到達しやすく、最も来訪者の多い利用拠点である。これらの特性を勘案し、誰もが手軽に自然探勝が行えるよう整備を進める。	浄土ヶ浜整備計画区	<p>自然探勝利用の促進を図るため、展望や休憩に適した場所には展望園地、休憩所等を配置する。宿舎は極力風致への影響を少なくするよう留意して整備する。宮古市街及び国道からの利用者の円滑な導入を図るため、車道の改良等を行う。本地区への主たる交通手段はバス及びマイカーであり、奥浄土ヶ浜に至る車道はマイカー規制を実施していることから、区域外の利用拠点や交通体系との連携にも配慮して、駐車場を適切に配置する。駐車場から奥浄土ヶ浜や臼木山等の主要興味地点及び船着場への利用動線を確保するため、地区内の各施設を連絡するとともに海岸景観を觀賞するための歩道を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	64.2	<p>一般計画 昭 30. 5 . 2 決定 平 6 . 11. 7 変更</p> <p>区域 昭 32. 10. 1 指定 平 6 . 11. 7 変更</p> <p>詳細計画 昭 41. 8 . 26 決定 昭 50. 2 . 21 変更 平 6 . 11. 7 変更</p>			
						面積計		国	公	私
								-	63.7	0.5
						64.2				

碁石海岸集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 12：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)			備考			
4	碁石海岸	岩手県大船渡市末崎町の一部	本地区は、断崖や水道等の変化に富んだ海食崖とクロマツ・アカマツ林が良好な風致を形成する公園南部の主要な利用拠点である。キャンプ等の野外レクリエーションに重点をおいた滞在利用の拠点として、また自然探勝利用の拠点として整備を進める。	碁石海岸整備計画区	<p>滞在利用の拠点として、快適に利用できるよう野営場を整備する。野営場は、災害時にも活用可能なオートキャンプ場とする。</p> <p>自然探勝利用の促進を図るため、当該地区の利用案内、自然情報の提供、自然の恵みと脅威を学ぶ場として案内所を整備するほか、展望に適した場所には展望施設や遊歩道等を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	55.3			<p>一般計画 昭 39. 6 . 1 決定 平 6 . 11. 7 変更</p> <p>区域 平 6 . 11. 7 指定</p> <p>詳細計画 平 6 . 11. 7 決定</p>			
						面積計				国	公	私
										-	31.4	23.9
										55.3		

気仙沼大島集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 13 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考				
5	気仙沼大島	宮城県気仙沼市大初平及び外畑の各一部	本地区は、気仙沼湾に浮かぶ東北地方最大の有人島である気仙沼大島の東岸に位置する主要な利用拠点である。公園南部の特徴ある自然とのふれあいを深めるため、キャンプや自然体験を推進するとともに、宿舎、自然探勝路等の有機的な連携を図り、快適な自然探勝ができる滞在型拠点として整備を進める。	気仙沼大島整備計画区	<p>宿舎を中心に園地、野営場等を整備する。これらの施設と駐車場、自然体験施設（田中浜）等の施設間の連絡を良好に保ち、また、快適な自然探勝利用ができるよう、周辺に自然観察路や案内施設等を整備する。自然観察路は、災害時の避難路として利用されることにも配慮した整備を行う。野営場は、災害時にも活用可能なオートキャンプ場とする。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	65.8	<p>一般計画 昭 49. 2 . 6 決定 平 6 . 11. 7 変更</p> <p>区域 昭 49. 2 . 6 指定 平 6 . 11. 7 変更</p> <p>詳細計画 昭 49. 2 . 6 決定 平 6 . 11. 7 決定</p>				
								面積計	国	公	私
									1.7	48.5	15.6
						65.8					

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 14：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	青森県八戸市(蕪島)	ウミネコ観察、風景観賞及び本公園の玄関口としての案内機能を有する園地として整備する。
2	宿舎	青森県八戸市(鮫角)	種差海岸階上岳地域の探勝及び東北太平洋岸自然歩道の利用者のための滞在拠点として整備する。
3	園地	青森県八戸市(葦毛崎)	太平洋、海岸景観、階上岳、鮫角灯台等の風景を展望するための園地として整備する。
4	園地	青森県八戸市(白浜)	海水浴をはじめとする自然とふれあうための園地として整備する。
5	園地	青森県八戸市(高岩)	太平洋、海岸景観、階上岳等の風景を展望するための園地として整備する。
6	園地	青森県三戸郡階上町(大蛇)	釣り、磯遊び等の野外レクリエーションに活用される園地として整備する。
7	園地	青森県三戸郡階上町(小舟渡)	シバ草原でのピクニック、海岸景観と海岸植生の探勝のための園地として整備する。
8	園地	青森県三戸郡階上町(寺下観音)	寺下観音周辺の文化景観と自然景観の織りなす風景を探勝するための園地として整備する。
9	園地	青森県三戸郡階上町(階上岳山頂)	階上岳山頂周辺からの八甲田連峰、太平洋、北上山地の山々の展望及び周辺の自然探勝のための園地として整備する。
10	野営場	青森県三戸郡階上町(階上岳山頂)	階上岳の探勝及び東北太平洋岸自然歩道の利用者のための滞在拠点として整備する。

次の単独施設を削除する。

(表 15：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
5	園地	岩手県大船渡市(長磯)	平成6年11月7日	東日本大震災により計画地の危険性が指摘され、整備の見込みがなくなったため。
6	宿舎	岩手県大船渡市(長磯)	平成6年11月7日	東日本大震災により計画地の危険性が指摘され、整備の見込みがなくなったため。
7	舟遊場	岩手県大船渡市(長磯)	平成6年11月7日	東日本大震災により計画地の危険性が指摘され、整備の見込みがなくなったため。
8	水族館	岩手県大船渡市(長磯)	平成6年11月7日	東日本大震災により計画地の危険性が指摘され、整備の見込みがなくなったため。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 16：道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	蕪島白浜線	起点 - 青森県八戸市(小舟渡平) 終点 - 青森県八戸市(白浜・国立公園境界)		葦毛崎園地への到達路、及び 車道沿線からの種差海岸の景 観観賞路として整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
2	階上岳線	起点 - 階上岳（鳥谷部字福立沢・国立公園境界） 終点 - 階上岳（鳥谷部字長峰・国立公園境界） 起点 - 階上岳（鳥谷部字行人・国立公園境界） 終点 - 階上岳（大開平）		階上岳山頂園地への到達路として整備する。

b 歩道

次の歩道を追加する。

（表 17：道路（歩道）表）

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	東北太平洋岸 自然歩道線	起点 - 青森県八戸市（蕪島） 終点 - 青森県三戸郡階上町（榊） 起点 - 青森県三戸郡階上町（小舟渡） 終点 - 青森県三戸郡階上町（小舟渡・国立公園境界） 起点 - 青森県三戸郡階上町（鳥屋部・国立公園境界） 終点 - 青森県三戸郡階上町（階上岳山頂） 起点 - 青森県三戸郡階上町（つくし森・歩道合流点） 終点 - 青森県三戸郡階上町（大開平・歩道合流点）		風景（自然・人文景観）歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる東北太平洋岸自然歩道として、また種差海岸階上岳地域の景観、自然環境、文化を採勝するための歩道として整備する。

(工) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 18：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針
1	羅賀北山崎線	船舶運送施設	起点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村(羅賀) 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村(机) 起点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村(机) 終点 - 岩手県下閉伊郡田野畑村(羅賀)	北山崎、羅賀・ 平井賀海岸、弁 天崎等	北山崎を始めとする豪壮な断崖景観及び白亜紀の地層を觀賞する手段として整備する。
2	碁石海岸線	船舶運送施設	起点 - 岩手県大船渡市(碁石海岸集団施設地区) 終点 - 岩手県大船渡市(碁石海岸集団施設地区)	碁石海岸集団施設地区、穴通磯等	碁石岬、雷岩・乱曝谷、穴通磯等の海岸景観を觀賞する手段として整備する。